

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和3年9月29日(水) 13:03~14:35

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

森山 賀文 委員長

亀甲 義明 副委員長

樋口 清士 委員

阪口 保 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

粒谷 友示 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

## 議 事

### (1) 議案の審査について

議第 98号 公立大学法人奈良県立大学定款の変更について

議第100号 公立大学法人奈良県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

報第 21号 公立大学法人奈良県立大学の経営状況の報告について

報第 24号 公立大学法人奈良県立大学令和2年度及び中期目標期間の業務の実績に関する評価結果の報告について

### (2) その他

## <会議の経過>

○森山委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

密集・密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人に制限していますので、ご承知ください。

それでは、早速、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

議案の説明については9月10日の議案説明会で行われたため、省略します。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

**○樋口委員** 1点だけお伺いします。

報第21号の奈良県立大学の経営状況の報告と報第24号の業務の実績に関する評価結果の報告について、令和2年度業務報告書の損益計算書で受託事業等収益が、行政関係とその他のところから90万円強ありますが、受託事業費でほぼ出ている状況があり、もう少し受託業務が膨らんでもよいのではないかと思います。

令和2年度公立大学法人奈良県立大学の業務の実績に関する評価結果の地域貢献について見ていきますと、令和2年度に地域創造研究センターが開設されたことが評価されているようですが、令和2年度までの実績で、どのような点が評価されたのでしょうか。また、地域創造研究センターを開設し、どのような展開を推し進めているのか、聞かせていただけますか。

**○小西教育振興課長** 県立大学では、高等教育機関として、高度な教育研究を展開することが重要なミッションであると思っておりますが、県が設置する法人立の大学でもあるため、知見の積極的な活用を通じて地域社会の発展に寄与していくことも重要な使命であると認識しています。

このため、樋口委員ご指摘のように、令和2年度には新たに地域創造研究センターを設置し、地域課題の相談を幅広く受け付け、学内の人材や研究シーズとマッチングすることで、地域と協働しながら課題の解決に取り組んでいくスキームを構築しました。

令和2年度は設置した年度ということもあり、まだまだ取組としては十分ではなかったところですが、まずは設置したことを評価していただいた。さらにその結果、令和3年度には、リサーチ・アドミニストレーター（URA）という、地域社会等の外部機関と大学とのコーディネートをする専門職を新たに配置した進捗があります。この体制の下で、令

和3年度においては奈良県を含む県内自治体等との観光やまちづくり分野の受託事業が3件、他大学の研究者や県内自治体、地域のNPO団体等との協働で進める研究ユニットが12件など、着実に成果が生まれつつある状況です。

奈良県立大学が地域のシンクタンクとしての機能を着実に果たせるよう、地域のニーズを踏まえた研究シーズの展開や研究体制の強化等を含め、引き続き取組を進めていきたいと考えています。

**○樋口委員** これからに期待ということだと思います。

もう1点、地域貢献の中身として、日本が遅れていると言われている、社会人を対象にしたリカレント教育があります。特に奈良県企業の人材の活用、これから高度化していく事業に対応する人材をつくる必要がある中、社会人の再教育も含めて、県立大学の役割は大きいと理解しています。ただ、このリカレント教育、特に社会人の再教育については、平成31年度に一旦取組が終わり、それから取組が見えていないのですが、今後はどう取り組まれるのかお聞かせいただけませんか。

**○小西教育振興課長** 県立大学のリカレント教育については、従前より入学試験において社会人枠を若干名設けており、今年度も設けている状況です。そのほか個々の学び直しのニーズに合わせた科目等履修生等の受入れも行っています。さらには出前講座やシニアカレッジ等、各種県民向けの講座や実践型のアートマネジメント人材育成プログラムも展開しています。

今後の展開としては、将来的な大学院の設置も視野に、県立大学と共にリカレント教育の在り方について検討していきたいと考えています。

**○樋口委員** これから検討する部分が結構残っていると思います。

県立大学の目的としているところ、地域の課題に対応していくことが大きな役割であると認識していますので、特に地域課題が何なのか、どういう人材が求められているのか、リカレント教育は時代とともに求められるものは変わっていくと思いますが、そこをきちんとキャッチしながら、それに対応した講座や社会人大学院も、大事になってくると思います。

先ほど社会人枠の話がありましたが、おそらく仕事しながら4年間学ぶのは、なかなか厳しいのではないかと思いますので、来られる方のニーズ、あるいは送り出す側のニーズを整理しながら、求められるプログラムやカリキュラムをつくっていく必要があると思いますので、ご検討いただければと思います。

○森山委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これを持ちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。よろしいですか。

○樋口委員 自由民主党といたしましては、全ての議案に賛成します。

○粒谷委員 自民党奈良も賛成します。

○阪口委員 創生奈良も賛成です。

○今井委員 日本共産党としても付託議案については賛成です。

○亀甲副委員長 公明党としても賛成します。

○森山委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は、簡易採決により、一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第98号及び議第100号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第21号及び報第24号については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

以上を持ちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

その他の事項を含め、質問があればご発言願います。

○今井委員 奈良県の未来につながる高校再編についてのアンケート実施の陳情が出ています。

この内容を見ますと、県立高等学校の適正化計画について、今、検証委員会を設置し、再編プロセスの検証がされていますが、実際には、子どものニーズに合わないことによる定員割れが継続している学校や学科、逆に普通科への過度な集中によって不合格者が多数

に上る、高倍率な学校があるなど、アンバランスな高校受験となっています。その結果、県外高等学校への進学者が続出し、このままでは、奈良県の未来が心配です。多くの中学生が不安なまま高校受験を迎えなければならず、県民として教育行政に求めることは、県民の意思が施策に十分反映されることであり、我々県民の人生設計に大きな影響を及ぼす県立高等学校の編成は、特に慎重を期すべきであり、高校生や中学生、その保護者や関係者の意見をしっかり聞き、その思いに寄り添って再編プロセスの検証に役立てるため、アンケートの実施を要望されています。これについて、どのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

また、学校基本調査の速報が先日の奈良新聞にも報道されていましたが、在学生在が小学校で前年比1,183人減、中学校で122人減、高等学校で1,321人減、計2,626人減という結果が出ており、昭和23年の調査開始以来の最少を記録したとありました。

少子化は大変な問題だと思っており、文部科学省でも平成27年に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定についてという通知を各都道府県知事や教育長に出しているとのこと。ベースには少子化があり、学校統廃合は、やむなしの流れが続いていると思うわけですが、子どもが減っていくことを前提に統廃合を進めるのではなく、どうしたら少子化を改善できるか考える必要があるのではないかと痛切に感じています。

県では、平成30年に奈良県結婚・子育て実態調査を行っており、夫婦の理想の子どもの数は2.35人、予定している子どもの数は2.03人で、その差が0.32人と、前回よりも少し差が広がっている結果が出ています。なぜ理想の子どもの数と実際の子どもの数に開きがあるか、一番の理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとあり、約9割が大学教育にお金がかかる、次いで7割が高等学校教育にお金かかるを選択しています。こうした前提を基に質問させていただきます。

県立高等学校のタブレット1人1台端末、生徒の自己負担で整備する方針を県が示している問題ですが、令和3年8月に文部科学省の初等中等教育局情報教育・外国語教育課が出している都道府県別の公立高等学校における端末の整備状況を見ると、全国で18の府県が設置者負担になっており、保護者負担原則は21の自治体になっています。ここに奈良県が入っており、あとの8自治体は検討中となっていますが、なぜ奈良県は自己負担を選ばれたのか。今の子どもの子育て、教育にお金がかかることを考えれば、18の府県で

行っているように設置者負担でしていただきたいと思います。その点について、お尋ねします。

もう1点は、奨学給付金の問題です。入学する場合に、制服など、いろいろと必要なものをそろえなくてはいけないことから、小・中学校を対象にした就学援助は、以前は7月頃に支給されておりました。一番物入りの多い入学前は大変で、早く支給してほしいと、私たちが随分いろいろな自治体に働きかけてきました。その結果、奈良県内の27の自治体で早期支給が広がっています。実際に入学する子どもがいない過疎なところはしていないと聞いていますが、ほとんどが早く支給できるようになっています。

一方、高校生を対象にした奨学給付金は、いまだに入学後に申請するため、7、8月ぐらいに支給されると聞いています。高等学校についても、ぜひ早期に支給していただきたいと思います。せめて3月の合格が分かった時点で申請ができれば、3月中の支給も可能ではないかと思っていますが、県はどのように考えているのかお尋ねします。

**○熊谷教育政策推進課長** 奈良県の未来につながる高校再編についてのアンケート実施の陳情の件についてお答えします。

高等学校の再編成については、実施計画の策定までのプロセス等、県民や県議会の皆様からも多くのご意見をいただいております。そのことを受け、次期適正化計画に役立てるため、ただいま教育委員会において検証を行っています。検証においては、策定の時期や方法、また高等学校教育改革や教育環境の整備等についての視点で検証を進めており、現在のところ、アンケートを実施する必要性はないと考えています。

**○大石教育研究所長** 県立高等学校の端末の整備方針、その考え方についてお答えします。

高校生にとってパソコンは、社会的・職業的自立に向け、自らの視野や可能性を広げるための重要なツールの一つです。OSやスペック等についても高校生自ら学習し、使用する目的を明確にし、購入することで、高等学校卒業後も活用することができると考えています。これからのデジタル時代を生きる高校生には、自らの学びやライフスタイルに応じた端末を選べるBYOD方式がふさわしく、より情報活用能力の育成につながるものと考え、このような方針としました。

**○春木学校支援課長** 奨学給付金の早期支給化についてお答えします。

奨学給付金は、全ての意思ある生徒が安心して高等学校で教育が受けられるよう、非課税世帯を対象に支給されているものです。この奨学給付金は、国が制度設計を行っている補助制度であり、基本的に全国同様の取扱いとなっています。その支給要件には、高等学

校に在学していることが含まれており、入学前に支給することはできないことになっていきます。

ただし、今井委員がお述べのとおり、高等学校入学時の教育費の負担が重いことは認識しており、その軽減のため、少しでも早く支給したいと考えています。今年度は早期受給を希望される方に対し、給付金の年額の4分の1の前倒し支給を実施しました。6月末までに118名に早期支給したところです。

○今井委員 学校基本調査で、1年生から6年生までの小学生、中学生、高校生の数を見ていくと、中学生の子が奈良県の高等学校に行くのであれば、私立も入っていますから、がたと数字が減らないはずですが、高校1年生で、がたと数字が減っているのです。これは県立高等学校適正化計画が始まったときの状況ですが、奈良県の子どもたちが中学校まで奈良県にいたのですが、高等学校では奈良県で学べなくなっている。そこに何かあるのかを、よく耳を傾けて生かしていかないと、大変なことになっていくのではないかと思いますので、ぜひアンケートをしていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

それから、タブレットについては、今、経済格差が広がってきている中で、他府県は公費で負担するのに、奈良県は自己負担の方向になっていますが、毎月の通信費はどうでしょうか、本当にやりくりされているご家庭もありますので、そうしたところにはきちんと必要な支援をし、学校で使うものであれば、公費負担とすることを強くお願いします。

ちなみに、GIGAスクールの方向が今、どのようになっているか。これはアメリカの学校の写真（今井委員持参資料）です。結局タブレットで教えますので、先生が要らなくなるのです。先生が要らなくなるから、正規の職員を減らして、時給15ドルの無免許のインストラクターが入っているのです。これで一度に130人の子どもたちを、管理という言い方はおかしいですが、その子が今どんな状況つかむことができるということです。子どもたちは仲間と話をするのではなく、区切られたところにパソコンを置いて、パソコンの画面を通じて無免許のインストラクターと学習をする、これが今、アメリカで行われている教育です。

これによって、アメリカでは年間約50万ドルを節約できるとのことです。こういう時代ですから、タブレットが使いこなせるようになることは必要ですが、どのような教育を目指していくのかきちんと考えて導入しないと、これで子どもが育てられるのかと、私は大変心配しており、この点について意見を言わせていただきました。

奨学給付金の問題について、国の制度で入学してからの支給となっているとのことです

が、就学援助も恐らくそのような立てつけではないかと思いますが、もしそうであれば、入学準備金の貸付制度等対策を考えて、入学前にお金を負担できないために、いろいろ悩む子どももたくさんいます。昨日も大和高田市の松塚駅で19歳の大学生が飛び込み自殺したという、悲しいニュースが入ってきていますが、そういう子どもたちの負担を軽くするためにも、教育にかかるお金の負担を公的に支援していただきたいと強く要望しておきます。

それから、大和平野中央プロジェクトの県立大学工学部の設置のことでお尋ねしたいのですが、工学部は大体何年ぐらい先につくろうと考えているのか、お伺いします。奈良女子大学も工学部を設置すると聞いています。

先ほどのグラフではありませんが、1年生や2年生の子どもが大学に行く年齢になる頃には、もっと子どもの数が減ってくると思うのです。今、普通科の大学でも大変な状況の中、奈良県の県立高校の工学部関係は、一部は定員を上回っているところもありますが、ほとんど定員割れという状況で、どのようなリサーチをして工学部をつくる方向が出てきたのか、お尋ねしたいと思います。地域からこのような要望があったとか、リサーチの内容とか、何年ぐらいにできるのか、教えていただきたいと思います。

**○小西教育振興課長** 奈良県立大学の新学部、工学部について、奈良県としては、大和平野中央プロジェクトとして、現在、スタートアップヴィレッジとウェルネスタウンに含まれる関連施設を一体的に整備することで、人や企業が集うまちづくりを進めたいと考えています。

奈良県立大学新学部についても、基本的には国民スポーツ大会の関連施設と同じ時期の令和13年頃までの整備を目指して検討を進めています。現在、候補地の状況や、他大学の事例を調査しながら、新キャンパスの基本構想を策定中であり、開学に向けた具体的なスケジュール等については、その中で検討していきたいと考えています。いずれにしても、県民のご理解を得ながら、事業を確実に進めていきたいと思っています。

2点目、県立大学工学部について、こういった社会ニーズなどがあるのかについては、奈良県では、若年層の人口流出が全国でも多く、県内の高等学校卒業生の約84%が県外の大学に進学している状況です。このため、学生や社会のニーズに沿った高等教育の機会を県内に整備することが重要な課題であると認識しています。

日本全体で見ると、IT人材、とりわけAIやIoTなどを専門とする、いわゆる先端IT人材は、経済産業省によると、2030年に27万人不足する見通しであるというデ

ータがあります。また、奈良県内で見ても、県が県内産業界に対して行った人材ニーズの調査によると、製品の品質や生産性を向上させるためのA Iやビッグデータ等を活用した情報解析、プログラミング等の情報系の技術を持った人材が求められている結果になっています。このような状況を踏まえ、奈良県立大学においてコンピューターサイエンス、A I、ロボット、データサイエンス等を取り扱う情報工学系の新学部を設置し、I T人材の育成を進めたいと考えています。

また、少子化で18歳人口、学生が減る一方で、社会人の学び直しのニーズは高まっているとも考えられ、新学部においては学生のみならず、社会人向けの教育機会の提供も担っていきたいと考えています。県としては、引き続き社会におけるニーズや学術動向の把握に努め、地域社会の課題解決等に貢献できる人材の育成を目指し、有識者の意見なども伺いながら、新学部の在り方について検討していきます。

○今井委員 今の奈良県の状況から見れば、県立の工学部がないから必要ではと、漠然と考えれば思うのですが、将来もやっていけるのかという心配もあるのです。確かに大学生の約84%が県外に行くという問題もあります。その前に、高等学校も県外に行ってしまう。だから、奈良県の子どもたちが奈良県で学ぶために、きめ細かい、手厚い支援が必要ではないかと、意見を言っておきたいと思います。

最後に、要望です。川口（延）議員も代表質問されておりましたけれども、大変多くの皆様が期待する中で、奈良マラソンが、2年ぶりに開催すると言われていています。このコロナ禍で今、緊急事態宣言等の解除という流れになってはいますが、まだまだ不安材料がありますし、これから冬に向かうという点もあります。主催するほうも、参加するほうも、安全・安心が保障されなくてはいけないと思っています。

東京オリンピックのときも、PCR検査を実施されていました。奈良マラソンの人を減らし、検査を含めたいろいろな対策の実施。2週間の健康チェックを事前にも大事ですが、無症状で感染するのが新型コロナウイルスの特徴ですから、8,000人の方が参加する奈良マラソンについては、恐らく走るときはマスクも外されると思いますし、職員も動員されている中で、PCR検査を実施していただきたいと、お願いします。

体調等でワクチン接種ができない方は、当日の担当から外す配慮をし、皆様が安心・安全で、ああ、開催してよかったなど言える必要があると思います。これは意見として言わせていただきます。

○樋口委員 5点ほど伺います。

1点目ですが、大和平野中央プロジェクト推進事業について、懸念される点があります。まず、農地の空いてるところに県の施設を建てる話で、それだけを見ていると、どうも施設整備だけがクローズアップされています。まちづくりの中で各施設がどのように位置づけられ、全体としてどう展開していくのか、まだ見えないと思います。下手をすると、施設整備で終わってしまわないか懸念があります。

特にウェルネスタウンが、近鉄線を挟んで隣にまほろば健康パークがあり、大規模なりニューアルも進められようとしています。各々で整備を考えていくよりも、合わせてどうするのかを考えていくべきと考えます。いずれも県の施設なのに、もしかしたら担当が違うから各々の整備になってしまっているのかもしれませんが、一体整備するイメージで検討すると、内容が全然変わってくるのではないかと考えられるので、どのような整理をされているのか、心配しています。

もう一つは、本会議でも知事が答弁されていましたが、都市的土地利用に農地を転換する際の機能回復として、生産機能等は特定農業振興ゾーン等でカバーしていく話もありましたが、一方で治水の話もあり、農地が持っている機能を、どこで担保していくのか。このエリアの中で完結させる話なのか、もう少し大きく見て、どこかとセットで担保すると考えているのか、その辺りを気にしています。これから具体的な検討に入られると思いますが、今、お答えできるものがあれば、お願いします。

**○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当）** 大和平野中央プロジェクトの施設整備に当たって、単なる整備計画にしか見えないというご懸念ですが、大和平野中央プロジェクトで現在、検討段階ですが、まちづくりの構成要素として、川西町ではテニスコート、多目的グラウンド、クラブハウス等、三宅町では、先ほど教育振興課から答弁した奈良県立大学の工学部、スタートアップ支援施設、試験研究施設等、田原本町では球技専用スタジアム、多目的グラウンド、クラブハウス等で、県が土地を取得し、整備を検討していく施設の例をお示ししたものです。

その中で、樋口委員ご指摘のとおり、単に県施設の整備にとどまることなく、地域の新たなまちづくりにつなげるのが重要であると認識しています。今年度、策定予定のまちづくり基本構想では、県が整備する施設を中心に、周りでどのようなまちづくりが考えられるかを検討し、取りまとめるところです。

まちづくり基本構想の検討に際しては、川西町、田原本町、三宅町の3町からご意見をいただくのと併せ、3町では県が整備する施設と連携したまちづくりについて、今後の抜

張性も含めてご検討いただく予定です。

2点目は、まほろば健康パークとの一体的な考え方について、川西町下永地区では、まほろば健康パークと連携したウェルネスタウンを形成していきたいと考えており、一体となった検討が重要と考えています。これまでも、まほろば健康パークの整備担当部局と情報交換を行ってきましたが、今後、まちづくり基本構想策定の検討が本格化することから、より連携を密にして計画のすり合わせを行い、一体となった検討を進めたいと考えています。

3点目、農地の機能について、土地利用の考え方ですが、これは農地を活用し、そのポテンシャルを生かしてプロジェクトを展開していくスキームになっており、農地は減りますが、そのエリアの中で、例えば特定農業振興ゾーンを定めることで生産性を高めるなど、そのようなスキームを入れていくことにより、農業の振興も図っていかねばと考えています。これから検討していきたいと考えます。

**○樋口委員** これからの検討ということで、注視させていただきます。スタートアップヴィレッジは、まちの振興に直結するため、割とイメージしやすいのです。ただ、ウェルネスタウンというときに、今はスポーツ施設の整備だけがイメージされていますが、ウェルネスの意味は広く、いろいろな展開の方法があると思います。恐らく、町のニーズがあって、その展開の方向をこれから考えられると思うのですが、あまりせせこましい話にならないように、お願いしたいと思います。

2点目です。新型コロナウイルスの感染症対策の関係で、飲食店の認証制度があります。先日の本会議の中でも、今の申請や認証の状況をお答えいただきましたが、飲食店が県内で7,000店舗以上ある内、まだ1割にも満たない状況で、目標としては全店舗の認証を目指しているのか、何割くらいと目標があるのか、まず、お聞かせいただけますか。

**○吉田文化・教育・暮らし創造部長** 飲食店の認証制度について、当初、制度設計したときに、県内にどのぐらいの飲食店があるか、営業許可ベースで調べたところ、約9,000店舗弱ありました。実際にこの制度が始まり、飲食店に働きかけ、郵送で書類を送ると、返送されてきたものが7,000台の数となりました。恐らく営業許可は出したものの、その後に廃業されたりしたのではないかと考えており、対象は七千数百店舗と思っています。

コロナ禍の状況ですから、全店舗にコロナ対策をしっかりと取っていただきたいのが県の思いです。皆様にご理解をいただき、申請していただいて、我々としても認証していきたい

いと考えています。

しかしながら、足元の数字はそこまで追いついていない状況です。いろいろなところに協力を得ながら、できるだけ多くの店舗に取り組んでいただきたい。そして、県民の皆様が安心して食事をできる環境をつくりたいというのが思いです。

**○樋口委員** 全店舗を目指したいとのことですが、今、商工会議所などにもご協力いただきながら、各店舗を回っておられると伺っています。積極的にPRして、この事業の営業をかけておられることは評価していますが、なかなか進んでいない。問題点や理由はどこにあるのか、やる気はあるができないのか、やる気がないのか、何かの要件が満たないために踏み切れないとか、恐らく理由はいろいろだと思いますが、今、具体的に回られている中で、問題点や理由は把握はされていますでしょうか。

**○吉田文化・教育・くらし創造部長** 意見で多く伺っているのは、手間がかかるので面倒だというものを相当数、聞いています。これについては、丁寧にお話をして、制度の趣旨を理解していただくことに尽きると思っています。多くの関係者に協力を得ながら、取り組んでいきたいと思っています。

もう一点、この制度は5月末からスタートしましたが、昨年度から一部の市町村で、いわゆる自己認証制度を進められています。県の認証制度と一部市町村の自己認証制度では、認証項目が全然違います。自己認証制度は少数の4～5項目を自らチェックして申請すると、もうそれでオーケーですという形になっています。自己認証制度をされている店は多くあり、一旦、自己認証をしたからもういい、と考えられている飲食店もあるのではないかと考えています。それについても、先ほどと同じく、丁寧に話をし、理解を得るしかないと思っています。

**○樋口委員** そこはお願いします。この先、飲食クーポンの配布が予定されており、これはおそらく、事業所側にとってはインセンティブになると思います。いつからスタートするのか、そこに間に合わせるためにはどうする必要があるか、事業者への営業のかけ方があるだろうと思います。

また、小さい規模の店舗は、認証を取りようがないところもあると思います。恐らくこのようなところは、諦めざるを得ないと判断することもあると思います。ただ、感染が拡大したとき、認証店舗ではこんなメリットがある、例えば大阪では営業時間に差異を設けたり、インセンティブとして働くこともあり得るだろう。規模が非常に小さく認証がとれない店舗をどうカバーするのも考えておかなければならないと思います。しっかりと検

討していただきたいと思います。

次に、生命（いのち）の安全教育について、質問します。性犯罪、性暴力対策で、県で9月1日から相談通報窓口の運用を開始されています。窓口の体制や現状、まだ1か月足らずですが実績というか、どのような相談が何件ぐらい入ってきているのか、まずはお聞かせいただけますでしょうか。

**○上島教職員課長** 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が本年5月に成立し、6月に公布されました。施行は公布の1年以内となっていますが、施行時期は未定です。この法律において、地方公共団体は児童生徒性暴力等に関する通報・相談を受け付けるための体制整備等に必要な措置を講ずるものと規定されており、これに対応するため、また児童生徒性暴力等は、児童と生徒に対して生涯にわたって回復し難い心理的外傷、その他心身に対する重大な影響を与えるものであり、その早期発見、早期対応するために相談窓口を、県教育委員会と市町村教育委員会で共同設置しました。

グーグルフォームを使って通報及び相談される形になります。実際に、通報等は既がありました。詳細については、今、調査中ですので差し控えさせていただきます。

**○樋口委員** 窓口を決め、個別の事案が全てその窓口を経由し、全体像が把握できるような状況にあるのか、心配しています。

例えば、各市町村の教育委員会に相談が行ったときに、そこで情報が閉じてしまわないか、あるいは学校に行ったときに、そこで閉じてしまわないか。そういうことがあると、表に出ずに埋もれてしまう事案があると思うのですが、全ての情報が窓口に一元的に集約されていく仕組みがあるほうがいいと思います。個別に対応されてしまうと、その後もっとひどい事案・事象が出てきたりする可能性もあり、これを避けなければならないので、県の教育委員会などが、全体像をきちんと把握しておくところが必要になると思います。どういう形で運用できるのか、ご検討いただきたいと思います。

次に、アンケートもこれから行っていくとのことですが、小学校低学年の児童は、なかなか自分で問題を認識できない状態の中で、被害を受けていることもあり得ます。また、就学前の子どもたちには、親がいるため認識はできて、どこかに通報すると。そのとき保育園に通報したのに、そこでかき消されてしまっても困ります。どういう形で把握していくのか疑問に思っています。もう一つ、この調査の対象や相談窓口の対象は、幼稚園、こども園までで、保育園は除外されていると聞いています。

保育園ではなかなか問題が発生しにくい環境なのかもしれませんが、そこを除外する理

由がよく分からない。同じ学齢期の子どもたちの問題は、一体で把握しておかないといけないと思うのですが、お考えがあればお聞かせください。

**○上島教職員課長** グーグルフォームで通報や相談がされるため、例えば市町村教育委員会所管の学校の場合、県の教育委員会教職員課と、市町村の教育委員会にその通報や相談が行く形になりますので、県の教職員課で全体を把握できる状態になっています。

アンケートについては、性暴力等の早期発見のために法律の規定があり、定期的に調査をするようにとありますので、12月をめどに計画しています。

ただ、先ほど樋口委員がおっしゃっていたように、発達段階において表現等、質問内容を理解していただけるかという点があると思いますので、現在、検討しているところです。

また、法律では対象に保育所等は入っていないのですが、実際にもし通報等が来た場合は、受付拒否をするわけではなく、関係機関へ情報提供等は図っていきたいと考えています。

**○樋口委員** 要はグーグルフォームを使っていれば共有されるということですが、そうではなく、グーグルフォームを使わず個別に保育園あるいは学校に行きましたというときに、窓口を経由しない場合がありますので、情報共有しましょうというルールが必要になってくると。その運用の仕方について、考えていただく必要があると思います。

関係機関と相互に情報共有すれば、保育園が対象外でも大丈夫ですとの話ですが、そこは徹底した運用をお願いしたいと思います。

次に、コロナ禍で子どもたちが学校に行けないとか、あるいはクラブ活動に制約がかかることで、一番懸念されるのは運動不足です。学習調査をされて、大きくコロナの影響を受けていないという判断もあったようですが、体力についての調査はこれからで、まだ把握できていないと思います。生活パターンが、多分大きく変わっていて、運動する時間がどうなっているか、健康状態では肥満等にどう影響されているか、その結果、体力がどうなっているのか、しっかり押さえる必要があると思います。

そのための調査をする、既存の調査で把握できるのか分からないですが、調査により現状なり問題点を把握していただきたいことが1点と、特に運動神経系の発達時期にあった児童生徒は、その時期にもう戻れないため、どうカバーするかは難題ですが、失われているものはどこかでカバーしないといけないので、実態調査とともに、カバーすべきものがあった場合、どういう形でカバーしていくのか、ご検討いただきたいと思います。何かお考えあればお願いします。

○稲葉保健体育課長 令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、新型コロナウイルス感染症対策のために中止となりました。コロナ禍により、コロナ禍以前に実施された児童生徒の体力との比較ができず、樋口委員お述べのコロナ禍における児童生徒の体力低下については、データを基にした客観的な検証は、現在、できておりません。

昨年4月から5月にかけて、県の対処方針において、健康維持のための散歩など生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛が呼びかけられた時期もありました。県教育委員会では、この時期に家でも簡単にできるトレーニングを紹介した動画を作成し、児童生徒に体力の低下を防ぐよう呼びかけておりました。また、学校が再開され、体育の授業を工夫して実施できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減して実施できる体育授業の運動事例などをホームページに掲載するとともに、学習内容に未履修がないよう、教員に対し年間指導計画の作成についても指導・支援を行いました。

令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は例年どおり実施され、その結果が今年の12月から来年の1月にかけて、公表される予定です。筋力、持久力などの体力要素や1週間の運動時間の変化について、また今回の運動習慣等調査では、新型コロナウイルス感染症の影響前と現在を比較し、新たな運動やスポーツへの取組はどのように変化しましたかという新しい項目も入っていますので、そのような点も令和元年度の結果と比較しながら、コロナ禍の影響について分析し、来年度の効果的な指導に役立てていきたいと考えています。

○樋口委員 分かりました。よろしく申し上げます。

最後の質問です。教育のICT化について、これまではどんどん進めて欲しいという立場で意見も言わせていただき、進めないといけないのですが、一方で、ICT端末、特にスマホ等を使い始めると、どんどん依存性が高まるという話もあります。

バーチャルな部分、先ほどの今井委員の写真がありましたが、あれを見て、私は個人的に非常に恐ろしいものを見せられたと感じました、人づくりの工場みたいに見えたのです。やはりリアルな教育は重要で、学齢期にもよりますが、リアルな体験は大事で、板書の話もこの前の本会議で出ていましたが、板書は板書の意味はあると思います。

どう使い分けるか、どう有効に使うか、逆に使わないかという判断を、これから考えながらやっていかないといけない。今はどんどん使うことを推奨されており、使うことを前提とした活用方法を一生懸命考えておられるのですが、使わない選択をどこでするのか、活用の仕方を考えていく時期に来ていると思います。この辺り、何か具体的な研究、検討

はされているのか、あるいはこれからの方向性みたいなものがあれば教えていただけますでしょうか。

**○山内学校教育課長** ICTを用いた教育の今後の進め方について、基本的な考え方として、ICT機器はあくまでもツールという考えが、一番の基礎にあります。よって、必ず使う、使わないという判断ではなく、樋口委員がお述べのように、それぞれの指導に対してどう有効であるかを見定めていくことになると思います。

その切り口の一つとして、子どもたちの発達段階を考慮することがあるかと思います。小学校の低学年ではどのような活用方法があるのか、さらに高学年、中学校、高等学校と進んでいく中で、系統的に利用方法を整理する必要があると考えています。一部市町村ではそのような取組も始まっていますが、県教育委員会としても研究に取り組んでまいりたいと考えています。

**○樋口委員** よく考えていただきたいと思います。

これまで学校で機器を使っていなかった子どもたちが、いろいろ機器を使えるようになって、学校の学習のシーンで使用するだけならば、管理されていることにはなりますが、家に帰った後に、使用する時間はどうなっているのか。これまで以上にスマホを使う時間が増えていたら問題です。スマホだけではなく、パソコン、テレビなど、電子機器を使う時間をがどうなっていて、これからどう変化するのか、心配しています。

多分、読まれた方もいらっしゃると思いますが、「スマホ脳」というスウェーデンの精神科医が書いた本で、電子機器を使う時間が今、圧倒的に増えてしまってる話と、ステイーブ・ジョブズが子どもにはスマホは持たせていないという話があり、電子機器の害になる部分を分かって販売しているとありますので、これから生活態度がどう変わるかを含め、ぜひ実態を把握して、必要なら改善に取り組んでいただきたいと思います。

**○亀甲副委員長** 県立高等学校の通学費の負担についてお伺いします。ある学校では、駅から学校までバス通学しかできない地域があり、1か月に2万円の定期代がかかるというお話を聞かせていただきました。また、それに類似する学校もあるようです。電車代プラスバス代となると、県内でも1人2万数千円かかり、負担が大きいと思います。兄弟で行かせてあげたいという保護者もあり、2人で5万円の交通費がかかるというお話を聞きました。

この学校は、榛原駅からバスを使います。ほかに手段があればよいのですが、そうではないのです。学校まで走るバスは、地域の方々の利便性の確保に貢献していますが、学校

がもしバスを使わなくなると、利便性の面でも厳しい話となりますので、そういう点も踏まえ、負担の考え方、または補助の考え方について、お伺いします。

**○山内学校教育課長** 現状のところ、通学費の補助制度はありません。基本的な考え方として、これは法でも定められていますが、高等学校教育を進める上で、また教育の機会均等を実現する上で、適正な配置を行うことが重要と考えています。県教育委員会が定めた県立高等学校適正化推進方針の中でも、普通科については郡市単位で1校は維持する、他の学科については地域性を考慮して配置することとしています。

これを前提として、生徒・保護者が高等学校を選ぶことから、通学費については受益者に負担いただくことを基本的な考え方としています。

**○亀甲副委員長** おっしゃることはよく分かりますが、例えば同じ距離でも、電車で行くのと、バスで行くのでは、料金に大きな差があるわけです。料金は鉄道、バス事業者が決めたことですから、そこに対して私が何か言えるものではないと思いますが、学校の配置を考えたのは、保護者ではなく県であり、その配置で通学路が決まってくる。

その中で、バスしか使えない状況が生まれ、過大な負担が問題になっているのではないのでしょうか。他県でも、いろいろな地域があると思います。実際に、山間のところで通学費の補助を出している地域もあります。それを考えると、できない話ではないと思いますので、いろんな地域の状況も踏まえ、考慮していくべきだと考えます。もう一度、答弁をお願いします。

**○山内学校教育課長** 先ほどから亀甲副委員長にご指摘いただいておりますとおり、通学費の問題は、生徒と保護者にとって、高等学校を選択するときの検討事項の1つになっていると承知しています。他府県で補助の事例があることも承知していますので、今後、研究したいと考えています。

**○亀甲副委員長** 本当に切実な声だと思っています。その学校にしか行けないのではなく、その学校に行きたいと思ってる子どもたちが実際にいることを認識していただきたい。よろしくをお願いします。

通級指導教室についてお伺いします。奈良県も市町村と連携を取って、頑張っていたとは思いますが、現在の設置状況について、教えていただけますでしょうか。

**○中井特別支援教育推進室長** 小学校、中学校の通級指導教室は市町村教育委員会が設置しており、現在、12市9町において、小学校38校51教室、中学校14校15教室の合計52校66教室が開設されています。

昨年度に比べ、小学校では10教室、中学校では2教室増加しています。また、5年前に比較して、設置教室数は2倍になっています。

**○亀甲副委員長** 順次、増えてきていると思っています。教室が増えるのに伴い、それを利用したいという子どもが増えてきているのも、実際の話だと思います。

小学校は順次、進んできている印象は持っていますが、中学校で通級指導教室に通わないといけない子どもが出てきているのではないかと考えています。

順次、頑張っはいただいています。僕イメージとして、自校で通級指導学校に通っている生徒の数と、自校で設置されてない他校の生徒の数の、バランスがとれていないという認識があります。自校の場合は20人いるけれど、隣接している他校の場合、5人しかいない。この差は何なのでしょう。その学校に担当の先生がいるから、この子はその学校に行った方がよいと認識されているのでしょうか、私には理由が分かりませんが、私が調べたときに、そのような数になっていました。そういうことを考えると、自校で設置されるのが一番ベストではと、個人的な意見として持っています。

今後、市町村設置ではありますが、県として通級指導教室の方向性についてどう考えておられるのか、答弁をお願いします。

**○中井特別支援教育推進室長** 障害のある子どもへの指導や支援については、切れ目ない支援体制の充実が必要であると考えています。新しく通級指導教室を設置するにあたり、設置者である市町村教育委員会の意向も確認しながら、小学校と中学校の指導や支援の連続性を持たせることができるよう、中学校へのさらなる設置も含めて、市町村教育委員会と連携を図り、進めてまいります。

**○亀甲副委員長** すぐに、全て行うことはなかなか難しいと思います。いろいろな学校の意向もありますし、いろいろな思いもあるかもしれないのですが、そういう子どもを少しでも早期発見して、早期に学習や補助することによって、社会生活がしっかりできるようになることは大切なことだと思いますので、どうかよろしくお願いします。

また、通級指導教室における教員の専門性の向上について伺います。

**○中井特別支援教育推進室長** 平成30年度から児童生徒の実態把握やソーシャルスキルトレーニング等の認知特性を踏まえた指導の在り方を学ぶ研修講座を実施し、延べ464名が受講しています。平成31年3月には、通級指導教室の実践事例や教材等を示したハンドブックを作成し、小中学校等で実践の参考にしていただくとともに、特別支援教育に関する研修講座で活用しています。

また、指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーが各学校等を訪問し、学校や市町村の実情や課題を踏まえながら、児童生徒の実態に応じた具体的な指導内容等について支援を行っています。

**○亀甲副委員長** いろいろな研修等をされているのは知っていますが、基本的には平日にされていると思います。先生方が、なかなか平日に行けないというお話も聞いており、土日に京都や大阪の研修等に行かれているという話も聞いています。なかなか先生方の時間が取れない中、行きたくても行けないと言っておられましたので、考慮できることがあれば、検討していただきたいと思います。

続きまして、夜間中学の件でお伺いしたいと思います。奈良県教育委員会は、令和3年3月15日に、奈良県夜間において授業を行う中学校に関する基本方針を定めたと思います。私も令和2年9月の当委員会で、夜間中学の制度周知や在り方の発信について質問しましたが、現状について教えて下さい。

**○山内学校教育課長** ご指摘のとおり、まずは3月15日に県教育委員会としての基本方針を定め、各市町村にも案内したところです。

県の教育委員会の大きな役割は広報であると認識しており、これまでのポスターやチラシの作成に加えて、映像等で直接、訴えかけるような広報ができないか、現在、検討しているところです。

**○亀甲副委員長** 夜間中学があることを、実際にどこで知るかということ、一番多いのは知り合いから聞くことです。知り合いとは、夜間中学に通っている方等が多く、広報により夜間中学に来られる方は少ないと聞いてます。メディアを通し、人が目にするような広報を、前にも言いましたが民生委員等の福祉関係者にもしていただき、教育を受けられる環境をしっかりとつくっていただきたい。

また、夜間中学3校の他に、自主夜間中学も3校ありますが、その内容と状況を教えて下さい。

**○大橋人権・地域教育課長** 県内の自主夜間中学は現在、吉野自主夜間中学、西和自主夜間中学、宇陀自主夜間中学の3校がありまして、約20年ほど前に多くの方々のご尽力により自主的に開校されました。現在、さまざまな事情で義務教育を受けられなかった人や、学校で十分に学習できなかった人、あるいは労働や結婚、留学等で日本へ来られた外国人などのための学びの場となっています。学んでいる人たちの国籍は、日本だけではなく、ベトナム、中国などさまざま、年齢も子どもから大人まで幅広く、2019年の資料に

なりますが、3校の自主夜間中学で約70名が、週に1回から2回、それぞれのニーズに応じて、生活のための日本語や自らの進路を切り開くための学習をしています。

これらの自主夜間中学では、約50名のボランティアの方々が講師やスタッフとなり、学習を支えています。

**○亀甲副委員長** 先生や運営はボランティアの方がされていると。たまに市町村がフォローアップすることもあると思うのですが、会費制だったり、地域の公民館などを借りたり、個人的には運営が大変なのではないかと思います。

奈良県には市町村設置の夜間中学が3校、自主夜間中学が3校の計6校で、自主夜間中学においても、子どもから大人、また日本人だけでなく外国人の方に、しっかり学習してもらおうとしておられると思います。県がバックアップできることないでしょうか。

**○大橋人権・地域教育課長** 県教育委員会では、平成28年度から平成30年度までの3年間、子どもたちが学ぶ場の充実を図ろうとする団体を支援する子どもの学び場づくり支援事業を実施しました。その中で、吉野自主夜間中学や西和自主夜間中学も当事業をご活用いただき、電子辞書など学習に必要な物品や教材の購入、あるいは広報資料の印刷などに活用していただきました。

また、本年度から3年間実施する予定の、奈良県地域日本語教育体制整備事業の中で、自主夜間中学に日本語指導の専門的な知識を持つ講師を派遣したり、日本語を教えているボランティア等の指導力の向上に向けた研修会を実施したりする中で、自主夜間中学の支援につながる取組を、運営に携わる方々のご意見を丁寧に聞き取りながら実施していきたいと考えています。

**○亀甲副委員長** 財政的にも大変かと思いますが、自主的なボランティアで運営しておられますので、あまり県にあれをして欲しい、これをして欲しいと、言われたいのだと思います。県としてもいろいろなお話を聞いて、何が足りなくて、何が必要なのかも含めて、聞き取り等をしていただきたい。

夜間中学についても1点、設置市と、設置市以外の自治体において、経費負担や入学条件等を定める内規が異なるのではないかと思います。県として把握している範囲で結構なので、教えていただけないでしょうか。

**○山内学校教育課長** 市町村間で内規等の内容が異なるかについては、特に夜間中学に通われるご本人にとっては、まず、経費が幾らかかるのか、在籍できる条件がどうなのかについて、大きな関心事であると考えています。

数年前に聞き取りしたところでは、通学費などを自己負担にしている自治体もありました。今回、改めて問合せすると、公費負担に改めたと聞いています。ただし、全ての市町村から毎年、夜間中学に通われる方がいらっしゃるわけではないので、まだ内規等として整備されてないところもあると考えます。各市町村から聞き取りを続け、それをまた市町村にお返しすることで、すぐに統一することは難しいかもしれませんが、統一の方向で取り組んでいきたいと考えます。

**○亀甲副委員長** 奈良県下で全く同じ条件にすることは難しいと、よく分かっているのですが、条件を含め、いろいろなことを聞き取り、整備していくことが大切ではないかと考えます。どうかよろしくお願いします。

あと1点、先ほど樋口委員からも教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のお話がありましたが、懲戒免職による教育職員免許状失効者への免許状の再授与について、今回の法改正でどのように変わるか教えていただきたい。

**○上島教職員課長** 教員免許状の再授与について、現行制度では、懲戒免職等により教員免許状が失効した者への再授与は、失効の日から3年が経過していること、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、又、禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過していることを県教育委員会で確認し、本人の申請に基づいて再授与することになっています。

ただし、当然、免許取得から10年以上経過している者等は免許の更新講習等、必要なものを受講していることが前提になっています。

今般の法制定により、児童生徒等に対する性暴力により懲戒免職等になった者は、特定免許状失効者と法的に位置づけられることとなります。この特定免許状失効者への免許状の再授与については、都道府県教育委員会に設置される教育職員免許状再授与審査会に、あらかじめ諮って意見を聴き、当該者の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再授与ができると規定されています。より厳しいルールに基づき、再授与の可否を判断することとなっています。

ただ、教員免許状は、全都道府県で使用可能で、その再授与に関する運用も各都道府県教育委員会で同様であることが求められるため、法にも規定されている審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることになっています。今後、省令が出てこようかと思っています。

**○亀甲副委員長** このような教員を教壇に立たせない。被害に遭った児童生徒の心理的苦

痛はずっと続きますから。法改正により県の役割も大きくなりますから、県教育委員会ともしっかりやっていただきたいと思います。

○森山委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。